

蕨市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び蕨市景観条例（令和3年蕨市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第4号の規則で定める工作物)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項各号に掲げる工作物（同項第2号に掲げるものにあつては、高さが15メートルを超える旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを含む。）

(2) 建築基準法施行令第138条第2項各号に掲げる工作物

(3) 建築基準法施行令第138条第3項各号に掲げる工作物

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

(景観計画の提案)

第3条 法第11条第1項又は第2項の規定による提案は、景観計画提案書（様式第1号）に市長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

2 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画の提案についての結果通知書（様式第2号）により行うものとする。

(事前協議の申出)

第4条 条例第8条第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）をしようとする者は、届出対象行為に係る事前協議の申出書（様式第3号）又は届出対象行為に係る事前協議の変更申出書（様式第4号）に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第1号イからハマまでに掲げる図書

(2) 次に掲げる基準に適合する図書

ア 全ての立面を表示した4面以上の立面図であること。

イ 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は当該工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値（日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び

彩度の三属性による色の表示をいう。以下同じ。)が記載されていること。

ウ 縮尺100分の1以上のものであること。

(3) 景観形成基準対応説明書(様式第5号)

2 条例第8条第2項の規定による通知は、届出対象行為に係る事前協議の結果通知書(様式第6号)により行うものとする。

(届出対象行為に係る届出)

第5条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第7号)により行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第8号)に、同条第1項の規定による届出に添付した図書(当該変更が同条第2項の規定による届出をしたものに係る2回目以降の変更であるときは、同条第1項及び第2項の規定により届け出た際に添付した図書)のうち、当該変更に関係のあるものであって当該変更の内容を表示したものを添付して行うものとする。

3 市長は、前2項の届出の内容について、指導又は助言を行う必要がないと認めるときは、当該届出をした者に対し、届出等受理通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(届出に添付する図書)

第6条 条例第9条の規則で定める図書は、第4条第1項第2号及び第3号に掲げる図書とする。

2 前条の届出書には、省令第1条第2項第1号ニの図書の添付を要しないものとする。

3 市長は、省令第1条第2項の規定にかかわらず、条例第8条第2項第1号に掲げる場合に該当するときは、図書の添付を省略させることができる。

(行為の着手制限の期間短縮の通知)

第7条 条例第10条第2項の規定による通知は、行為の着手制限の期間短縮通知書(様式第10号)により行うものとする。

(行為等に係る指導)

第8条 条例第11条第2項の指導は、景観計画区域内行為に係る指導通知書(様式第11号)により行うものとする。

(適用除外となる規模等)

第9条 条例第12条第1号の規則で定める規模は、次の表の左欄に掲げる区域に応じ、同表の中欄に掲げる行為の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる規模とする。

区域	行為の種類	規模
市域全域 (蕨宿景 観形成重 点地区を 除く。)	1 建築物の新築、増築、 改築又は移転(以下「建 築物の新築等」とい う。)	次のいずれにも該当しないもの ア 高さが10メートルを超えるもの イ 建築面積(増築にあつては、増築後の建築面積をいう。 以下同じ。)が500平方メートルを超えるもの
	2 建築物の外観を変更 することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩 の変更(以下「建築物 の修繕等」という。)	次のいずれにも該当しないもの ア 高さが10メートルを超えるもので、外観のうち、建築物 の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の5分の1を 超えるもの イ 建築面積が500平方メートルを超えるもので、外観のう ち、建築物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の5 分の1を超えるもの
	3 工作物の新設、増築、 改築又は移転(以下「工 作物の新設等」とい う。)	次のいずれにも該当しないもの ア 高さが15メートルを超えるもの イ 建築物に付設されるもので、工作物の新設等後の上端の 地盤面からの高さが15メートルを超えるもの
	4 工作物の外観を変更 することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩 の変更(以下「工作物 の修繕等」という。)	次のいずれにも該当しないもの ア 高さが15メートルを超えるもので、工作物の修繕等の対 象となる面積が各立面の面積の5分の1を超えるもの イ 建築物に付設されている、その上端の地盤面からの高さ が15メートルを超えるもので、工作物の修繕等の対象とな る面積が各立面の面積の5分の1を超えるもの
蕨宿景観 形成重点 地区	1 建築物の新築等又は 建築物の修繕等	次のいずれにも該当しないもの ア 建築物の新築等で全てのもの イ 建築物の修繕等で、その対象となる面積が各立面の面積 の10分の1を超えるもの
	2 工作物の新設等又は 工作物の修繕等	次のいずれにも該当しないもの ア 工作物の新設等で全てのもの イ 工作物の修繕等で、その対象となる面積が各立面の面積

	の10分の1を超えるもの
--	--------------

(行為の完了等の届出)

第10条 条例第14条の規定による届出に係る行為の完了の届出は、行為の完了届出書（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第14条の規定による届出に係る行為の中止の届出は、行為の中止届出書（様式第13号）により行うものとする。

(勧告及び公表に対する意見)

第11条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第14号）により行うものとする。

2 市長は、条例第16条第2項の規定により、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者に対し意見を述べる機会を与えるときは、勧告公表通知書（様式第15号）により、意見を述べる機会を与える旨その他必要な事項を通知するものとする。

3 前項の通知を受けて意見を述べようとする者は、勧告の公表に対する意見書（様式第16号）により、当該通知を受けた日から起算して10日以内（法第18条第1項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると市長が認めるときは、5日以内）に意見を述べなければならない。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第12条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（様式第17号）により行うものとする。この場合において、当該通知書には、省令第1条第2項及び第3項並びに条例第9条の例により図書を添付するものとする。

(変更命令等)

第13条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書（様式第18号）により行うものとする。

2 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書（様式第19号）により行うものとする。

3 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書（様式第20号）により行うものとする。

(身分証明書)

第14条 法第17条第8項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第21号）のとおりとする。

(景観重要建造物の指定の提案等)

第15条 法第20条第1項又は第2項の規定による提案は、景観重要建造物指定提案書（様式第22号）により行うものとする。

2 法第20条第3項の規定による通知は、景観重要建造物不指定通知書（様式第23号）により行う

ものとする。

(景観重要建造物の指定の通知等)

第16条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第24号)により行うものとする。

2 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書(様式第25号)により行うものとする。

(景観重要建造物の標識等)

第17条 法第21条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物であることの表示
- (2) 指定番号
- (3) 指定年月日
- (4) 名称
- (5) 蕨市の表示

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可の申請等)

第18条 法第22条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第26号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第22条第1項の許可をしたときは、景観重要建造物現状変更許可通知書(様式第27号)により通知するものとする。

3 市長は、法第22条第2項の許可をしないときは、景観重要建造物現状変更不許可通知書(様式第28号)により通知するものとする。

(景観重要建造物の原状回復等命令)

第19条 法第23条第1項の規定による命令は、景観重要建造物原状回復等命令書(様式第29号)により行うものとする。

(景観重要建造物の管理等)

第20条 条例第18条第4号の規則で定める措置は、木竹の成長、枯死等により景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときに直ちに市長と協議して、当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置とする。

2 法第26条の規定による命令は、景観重要建造物の管理に関する命令書(様式第30号)により行うものとする。

3 法第26条の規定による勧告は、景観重要建造物の管理に関する勧告書（様式第31号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の提案等）

第21条 法第29条第1項又は第2項の規定による提案は、景観重要樹木指定提案書（様式第32号）により行うものとする。

2 法第29条第3項の規定による通知は、景観重要樹木不指定通知書（様式第33号）により行うものとする。

（景観重要樹木の指定の通知等）

第22条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（様式第34号）により行うものとする。

2 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書（様式第35号）により行うものとする。

（景観重要樹木の標識等）

第23条 法第30条第2項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1） 景観重要樹木であることの表示
- （2） 指定番号
- （3） 指定年月日
- （4） 名称
- （5） 蕨市の表示

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（景観重要樹木の現状変更許可の申請等）

第24条 法第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第36号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、法第31条第1項の許可をしたときは、景観重要樹木現状変更許可通知書（様式第37号）により通知するものとする。

3 市長は、法第31条第2項において準用する法第22条第2項の許可をしないときは、景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第38号）により通知するものとする。

（景観重要樹木の原状回復等命令）

第25条 法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による命令は、景観重要樹木原状回復等命令書（様式第39号）により行うものとする。

(景観重要樹木の管理等)

第26条 条例第20条第3号の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときに直ちに市長と協議して、当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

2 法第34条の規定による命令は、景観重要樹木の管理に関する命令書(様式第40号)により行うものとする。

3 法第34条の規定による勧告は、景観重要樹木の管理に関する勧告書(様式第41号)により行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第27条 法第43条の規定による届出は、所有者変更届出書(様式第42号)により行うものとする。

(景観推進団体の認定の要件)

第28条 条例第21条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観推進団体の活動区域(以下この条及び次条において「地区」という。)内の土地又は建築物若しくは工作物に関する権利を有する者又は事業者により組織されたものであること。
- (2) 規約において次に掲げる事項が定められていること。

ア 名称

イ 目的

ウ 事務所の所在地

エ 活動の内容

オ 構成員に関する事項

カ 役員に関する事項

キ 会議に関する事項

- (3) 地区の面積が0.5ヘクタール以上であること。

(景観推進団体の認定の申請)

第29条 条例第21条第2項の規定による申請は、景観推進団体認定申請書(様式第43号)に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 地区を示した図面
- (3) 団体の役員及び構成員の名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(景観推進団体の認定等の通知)

第30条 市長は、条例第21条第1項の認定をしたときは、景観推進団体認定通知書（様式第44号）

により通知するものとする。

2 市長は、条例第21条第1項の認定をしないこととしたときは、景観推進団体不認定通知書（様式第45号）により通知するものとする。

(景観推進団体の認定の取消し)

第31条 市長は、条例第21条第1項の認定を受けた景観推進団体が、第28条各号に掲げる要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、景観推進団体認定取消通知書（様式第46号）により通知するものとする。

(景観協定の認可の申請)

第32条 法第81条第4項の認可を受けようとする者は、景観協定認可申請書（様式第47号）に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 当該景観協定に係る協定書の写し

(2) 景観協定に関する調書（様式第48号）

(3) 当該景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面

(4) 当該景観協定の目的となる土地の位置を表示する図面（縮尺1万分の1以上で方位及び縮尺を表示したものに限る。以下「景観協定に係る位置図」という。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(景観協定の変更の認可の申請)

第33条 法第84条第1項の認可を受けようとする者は、景観協定変更認可申請書（様式第49号）に、次に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 当該変更後の景観協定に係る協定書の写し

(2) 景観協定に関する調書

(3) 当該変更後の景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面

(4) 景観協定に係る位置図

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(景観協定の廃止の認可の申請)

第34条 法第88条第1項の認可を受けようとする者は、景観協定廃止認可申請書（様式第50号）に、

次に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 法第88条第1項の合意を証する書類
- (2) 景観協定に関する調書
- (3) 当該景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面
- (4) 景観協定に係る位置図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(景観整備機構の指定の申請)

第35条 法第92条第1項の申請は、景観整備機構指定申請書（様式第51号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 定款
- (2) 指定を受けようとする年度の前年度の事業実績（前年度の決算が完結していないときは、前々年度の事業実績）を記載した書類
- (3) 指定を受けようとする年度の実業計画（当該年度の実業計画を決定していないときは、前年度の実業計画）を記載した書類
- (4) 指定を受けようとする年度の前年度の決算書の写し（前年度の決算が完結していないときは、前々年度の決算書の写し）
- (5) 指定を受けようとする年度の収支予算書の写し（当該年度の収支予算書を決定していないときは、前年度の収支予算書の写し）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(景観整備機構の変更の届出)

第36条 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書（様式第52号）により行うものとする。

(委任)

第37条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

景観計画提案書

蕨市長 あて

住 所

電話番号

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
電話番号、名称及び代表者の氏名〕

景観法第11条の規定により、関係図書を添えて次のとおり提案します。

提案を行う 景観計画の名称	
提案区域	
面積	
提案の理由及び 目的の概要	
提案内容の概要	

添付図書

- (1) 景観計画の素案
- (2) 景観法第11条第3項の同意を得たことを証する書類
- (3) 計画提案を行うことができる者であることを証する書類
- (4) 提案区域内に存する全ての土地及び建物の登記事項証明書及び公図の写し
- (5) 計画提案を行う理由を記した書類
- (6) その他

景観計画の提案についての結果通知書

様

蕨市長



年 月 日付けで提案のあった景観計画については、当該提案を踏まえた変更をしないこととしたので、次のとおり通知します。

提案に係る景観計画の名称	
変更をしない理由	

様式第3号（第4条関係）

（表）

届出対象行為に係る事前協議の申出書

蕨市景観条例第8条第1項の規定により、景観法第16条第1項の規定による届出の内容について、次のとおり指導又は助言を求めます。

年 月 日

蕨市長 あて

提出者 住 所
電話番号
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地〕
〔電話番号、名称及び代表者の氏名〕

行為の場所		区域の別	<input type="checkbox"/> 市域全域（蕨宿景観形成重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 蕨宿景観形成重点地区		
		地名地番			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）		
		用途	高さ	階数	階
		敷地面積 ㎡	建築面積 ㎡	延べ床面積	㎡
	<input type="checkbox"/> 工作物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）		
用途		高さ	築造面積	㎡	
行為の期間		着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日

備考 該当する□に、レ印を付すこと。

代理人	住所	
	電話番号	
	事業所名	
	氏名	

受付印欄
※記入しないでください。

(裏)

行為の種類	建築物・工作物	第一立面		仕上げ（材料）	色彩（マンセル値）	割合（％）
			屋根			
			外壁			
			点滅光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			屋外広告物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			計			100
		第二立面		仕上げ（材料）	色彩（マンセル値）	割合（％）
			屋根			
			外壁			
			点滅光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			屋外広告物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			計			100
		第三立面		仕上げ（材料）	色彩（マンセル値）	割合（％）
			屋根			
			外壁			
			点滅光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			屋外広告物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			計			100
		第四立面		仕上げ（材料）	色彩（マンセル値）	割合（％）
			屋根			
			外壁			
			点滅光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			屋外広告物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			計			100

様式第4号（第4条関係）

届出対象行為に係る事前協議の変更申出書

<p>蕨市景観条例第8条第1項の規定により、景観法第16条第2項の規定による届出の内容について、次のとおり指導又は助言を求めます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>蕨市長 あて</p> <p style="text-align: center;">提出者 住 所 電話番号 氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称及び代表者の氏名〕</p>					
届出対象行為に係る事前協議の結果通知書の年月日及び文書番号	年 月 日 蕨第 号				
行為の場所	区域の別 <input type="checkbox"/> 市域全域（蕨宿景観形成重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 蕨宿景観形成重点地区				
	地名地番				
設計又は施行方法の変更内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更前</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更後</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	変更前	変更後		
	変更前	変更後			
変更理由					

備考 該当する□に、レ印を付すこと。

代理者	住所	
	電話番号	
	事業所名	
	氏名	

受付印欄
※記入しないでください。

景観形成基準対応説明書

行為の場所		区域の別	市域全域（蕨宿景観形成重点地区を除く。）
		地名地番	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）
	<input type="checkbox"/> 工作物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）

建築物・工作物	勧告・変更命令基準		<input type="checkbox"/> 蕨市景観計画の色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面の面積が、当該立面の面積の合計の5分の1を超えない。又は色彩の制限基準の適用除外である。	
	遠景～中景 （広域景観 の中での 在り方）	<input type="checkbox"/> 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。	<input type="checkbox"/> 地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮している。	
		中景～近景 （周辺景観 の中での 在り方）	<input type="checkbox"/> 建築物、工作物（以下「建築物等」という。）の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材としている。	<input type="checkbox"/> 建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した色彩としている。
	<input type="checkbox"/> 建築物等の外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等としている。		<input type="checkbox"/> 建築物等の高さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。	
	<input type="checkbox"/> 建築物等の長さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。		<input type="checkbox"/> 建築物等の形態は、周辺のまちなみや建築物と調和した形態としている。	
	<input type="checkbox"/> 建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。			
	建築物等の デザイン		【建築物等の外観を構成するもの】	
		<input type="checkbox"/> 原色に近い色彩は避けている。 <input type="checkbox"/> 点滅する照明は避けている。 <input type="checkbox"/> 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和及び使用する量のバランスに十分配慮している。		
			【屋外階段】	<input type="checkbox"/> 建築物本体と調和した外形としている。 <input type="checkbox"/> 建築物本体と調和した色彩としている。

(裏)

建築物・工作物	配慮事項 (共通事項)	建築物等の デザイン	【屋上設備等】 <input type="checkbox"/> 外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲っている。 <input type="checkbox"/> 壁面、ルーバー等は、建築物本体と調和する外形及び色彩としている。 【植栽】 <input type="checkbox"/> 敷地内には、地域の景観に調和した樹種を植栽している。 <input type="checkbox"/> 道路等の公共空間に面する部分に植栽している。
		住宅地	<input type="checkbox"/> 落ち着きややすらぎが感じられるように配慮している。
	配慮事項 (土地利用別事項)	商業・ 業務地	<input type="checkbox"/> にぎわいが感じられるように配慮している。
		住工共存地 沿道サービス等誘導地	<input type="checkbox"/> 長大な壁面を生じる場合は単調にならないよう配慮している。

備考 該当する□に、レ印を付すこと。

景観形成基準対応説明書

行為の場所		区域の別	蕨宿景観形成重点地区
		地名地番	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）
	<input type="checkbox"/> 工作物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）

建築物・工作物	勧告・変更命令基準		<input type="checkbox"/> 蕨市景観計画の色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面の面積が、当該立面の面積の合計の10分の1を超えない。又は色彩の制限基準の適用除外である。	
	遠景～中景（広域景観の中での在り方）	<input type="checkbox"/> 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。	<input type="checkbox"/> 地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮している。	
		中景～近景（周辺景観の中での在り方）	<input type="checkbox"/> 建築物、工作物（以下「建築物等」という。）の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材としている。	<input type="checkbox"/> 建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観と調和した色彩としている。
	<input type="checkbox"/> 建築物等の外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等としている。		<input type="checkbox"/> 建築物等の高さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。	
	<input type="checkbox"/> 建築物等の長さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。		<input type="checkbox"/> 建築物等の形態は、周辺のまちなみや建築物と調和した形態としている。	
	<input type="checkbox"/> 建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。			
	建築物等のデザイン		【建築物等の外観を構成するもの】	
		<input type="checkbox"/> 原色に近い色彩は避けている。 <input type="checkbox"/> 点滅する照明は避けている。 <input type="checkbox"/> 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和及び使用する量のバランスに十分配慮している。		
			【屋外階段】	
			<input type="checkbox"/> 建築物本体と調和した外形としている。 <input type="checkbox"/> 建築物本体と調和した色彩としている。	

(裏)

建築物・工作物	配慮事項 (共通事項)	建築物等の デザイン	<p>【屋上設備等】</p> <input type="checkbox"/> 外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲っている。 <input type="checkbox"/> 壁面、ルーバー等は、建築物本体と調和する外形及び色彩としている。
			<p>【植栽】</p> <input type="checkbox"/> 敷地内には、地域の景観に調和した樹種を植栽している。 <input type="checkbox"/> 道路等の公共空間に面する部分に植栽している。
	配慮事項 (蕨宿景観形成重点地区)		<input type="checkbox"/> 建築物は勾配屋根としている。
			<input type="checkbox"/> 建築物は原則として黒系統のかわら屋根としている。
			<input type="checkbox"/> 建築物等の外壁は、無彩色又は茶系の落ち着いた色を基調としている。
			<input type="checkbox"/> 建築物等の外観は蕨宿景観形成重点地区の景観にふさわしいものとしている。
			<input type="checkbox"/> 旧中山道に接する建築物（敷地面積が120㎡超の建築物）の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1階から3階相当(最大10m)部分は1.2m以上とし、4階相当以上の部分は4.8m以上としている。
			<input type="checkbox"/> 建築物の1階から3階相当部分の屋根の見かけの勾配は、35%程度以上50%程度以下を基準としている。
			<input type="checkbox"/> 1階部分には壁面後退部分に勾配のある屋根、軒又はひさしなどを設けている。
			<input type="checkbox"/> 1階部分の壁面後退部分に設けた勾配のある屋根、軒又はひさしなどの水平距離は0.9m(一戸建て住宅は0.6m)以上としている。
	<input type="checkbox"/> 建築物の屋上又は外壁に建築設備等(屋外広告物を含む。)を設置する場合は、蕨宿景観形成重点地区の景観にふさわしいものとしている。		
	<input type="checkbox"/> 旧中山道に面して塀又は門を設置する場合は、和風の意匠を基調としている。		

備考 該当する□に、レ印を付すこと。

様

蕨市長



届出対象行為に係る事前協議の結果通知書

年 月 日付けで指導又は助言の要請のあった行為について、蕨市景観
条例第8条第2項の規定により、下記のとおり結果を通知します。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 結 果

支障なし

なお、景観法第16条第1項又は第2項の届出を行うに当たり、蕨市景観条例施行
規則第6条第3項の規定により、図書の添付を省略することができます。

支障あり
(理由)

様式第7号（第5条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の届出書

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。
 この届出書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

蕨市長 あて

提出者 住 所
 電話番号
 氏 名
 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）
 電話番号、名称及び代表者の氏名

行為の場所		区域の別	<input type="checkbox"/> 市域全域（蕨宿景観形成重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 蕨宿景観形成重点地区		
		地名地番			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）		
		用途	高さ	階数	
		敷地面積	建築面積	延べ床面積	
	<input type="checkbox"/> 工作物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）		
		用途	高さ	築造面積	
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
事前協議の結果通知書		年 月 日	蕨第	号	

備考 該当する□に、レ印を付すこと。

代理人	住所	
	電話番号	
	事業所名	
	氏名	

受付印欄
※記入しないでください。

(裏)

行為の種類	建築物・工作物	第一立面		仕上げ（材料）	色彩（マンセル値）	割合（％）
			屋根			
			外壁			
			点滅光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			屋外広告物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			計			100
		第二立面		仕上げ（材料）	色彩（マンセル値）	割合（％）
			屋根			
			外壁			
			点滅光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			屋外広告物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			計			100
		第三立面		仕上げ（材料）	色彩（マンセル値）	割合（％）
			屋根			
			外壁			
			点滅光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			屋外広告物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			計			100
		第四立面		仕上げ（材料）	色彩（マンセル値）	割合（％）
			屋根			
			外壁			
			点滅光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			屋外広告物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			計			100

様式第8号（第5条関係）

景観計画区域内における行為の変更届出書

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

蕨市長 あて

提出者 住 所
電話番号
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
電話番号、名称、代表者の氏名〕

景観計画区域内における行為の届出書受付番号	年 月 日		第	号
行為の場所	区域の別	<input type="checkbox"/> 市域全体（蕨宿景観形成重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 蕨宿景観形成重点地区		
	地名地番			
設計又は施行方法の変更内容	変 更 前	変 更 後		
変 更 理 由				
事前協議の結果通知書	年 月 日		蕨第	号

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。

代理人	住所	
	電話番号	
	事業所名	
	氏名	

受付印欄
※記入しないでください。

蕨第 号
年 月 日

様

蕨市長

届出等受理通知書

景観法第16条〔第1項〕
〔第2項〕の規定により、 年 月 日付けで届出のあつた行為について、受理しましたので通知します。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類

蕨第 年 月 日
年 月 日

様

蕨市長



行為の着手制限の期間短縮通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、蕨市景観条例第10条第2項の規定により、景観法第18条第1項に規定する期間を下記のとおり短縮します。

記

1 行為の場所

2 行為の種類

3 届出対象行為に係る事前協議の結果通知書の年月日及び文書番号

年 月 日 蕨第 号

4 行為の着手制限の短縮期間

日間（ 年 月 日から着手できます。）

景観計画区域内行為に係る指導通知書

蕨第 年 月 号
日

様

蕨市長



蕨市景観条例第11条第2項の規定により、次の措置について配慮されるよう指導します。

行為の場所	
行為の種類	
配慮されたい事項	

行為の完了届出書

<p>蕨市景観条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>蕨市長 へ</p> <p style="text-align: center;">提出者 住 所 電話番号 氏 名 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地〕 電話番号、名称、代表者の氏名</p>									
景観計画区域内 における行為の 届出書の受付番号	年 月 日 第 号								
行為の場所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">区域の別</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 市域全域（蕨宿景観形成重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 蕨宿景観形成重点地区 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">地名地番</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	区域の別	<input type="checkbox"/> 市域全域（蕨宿景観形成重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 蕨宿景観形成重点地区	地名地番					
区域の別	<input type="checkbox"/> 市域全域（蕨宿景観形成重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 蕨宿景観形成重点地区								
地名地番									
行為の種類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 建築物</td> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">区分</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更） </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 工作物</td> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">区分</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更） </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 建築物	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">区分</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更） </td> </tr> </table>	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）	<input type="checkbox"/> 工作物	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">区分</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更） </td> </tr> </table>	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）
<input type="checkbox"/> 建築物	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">区分</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更） </td> </tr> </table>	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）						
区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）								
<input type="checkbox"/> 工作物	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">区分</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更） </td> </tr> </table>	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）						
区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）								
完了年月日	年 月 日								

- 備考 1 完了写真を添付すること。
 2 該当する□内に、レ印を付すこと。

行為の中止届出書

<p>蕨市景観条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>蕨市長 へ</p> <p style="text-align: center;">提出者 住 所 電話番号 氏 名 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名〕</p>					
景観計画区域内 における行為の 届出書の受付番号	年 月 日 第 号				
行為の場所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">区域の別</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 市域全域（蕨宿景観形成重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 蕨宿景観形成重点地区 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">地名地番</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	区域の別	<input type="checkbox"/> 市域全域（蕨宿景観形成重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 蕨宿景観形成重点地区	地名地番	
区域の別	<input type="checkbox"/> 市域全域（蕨宿景観形成重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 蕨宿景観形成重点地区				
地名地番					
行為の 種類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 建築物</td> <td style="padding: 5px;"> 区分 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><input type="checkbox"/> 工作物</td> <td style="padding: 5px;"> 区分 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更） </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 建築物	区分 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）	<input type="checkbox"/> 工作物	区分 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）
<input type="checkbox"/> 建築物	区分 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）				
<input type="checkbox"/> 工作物	区分 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）				
中止年月日	年 月 日				
中止の理由	（理由を記入する欄）				

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。

様

蕨市長



勸告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、蕨市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるので、景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、蕨市景観条例第16条第1項の規定により、勧告に従わない旨及び勧告の内容を公表することがあります。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 適合しないと認められる理由
- 4 とるべき措置
- 5 履行期限

年 月 日

様

蕨市長



勧告公表通知書

年 月 日付けで勧告した旨及び内容を、蕨市景観条例第16条第1項の規定により公表するので通知します。

意見がある場合は、蕨市景観条例第16条第2項の規定により、勧告の公表に対する意見書（蕨市景観条例施行規則様式第16号）に意見を記載し、下記の期限までに提出してください。

記

1 勧告の公表に対する意見書の提出履行期限
年 月 日

2 提出先

勧告の公表に対する意見書

蕨市景観条例施行規則第11条第3項の規定により、次のとおり意見を述べます。

年 月 日

蕨市長 へ

提出者 住 所
電話番号
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
電話番号、名称、代表者の氏名〕

勧 告 書

年 月 日

蕨第

号

意 見

様式第17号（第12条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の通知書

景観法第16条第5項後段の規定により、次のとおり通知します。 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 蕨市長 あて <div style="text-align: center; margin-left: 100px;"> 提出者 事務所の所在地 電話番号 団体名 代表者名 </div>					
行為の場所		区域の別	<input type="checkbox"/> 市域全域（蕨宿景観形成重点地区を除く。） <input type="checkbox"/> 蕨宿景観形成重点地区		
		地名地番			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）		
		用途	高さ	階数	階
	敷地面積	建築面積	延べ床面積	㎡	㎡
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
<input type="checkbox"/> 工作物	区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更（ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）			
	用途	高さ	築造面積	㎡	
㎡	m	㎡	㎡	㎡	
行為の期間		着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日

備考 該当する□に、レ印を付すこと。

代理人	住所	
	電話番号	
	事業所名	
	氏名	

受付印欄
※記入しないでください。

(裏)

行為の種類	建築物・工作物	第一立面		仕上げ（材料）	色彩（マンセル値）	割合（％）
			屋根			
			外壁			
			点滅光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			屋外広告物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			計			100
		第二立面		仕上げ（材料）	色彩（マンセル値）	割合（％）
			屋根			
			外壁			
			点滅光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			屋外広告物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			計			100
		第三立面		仕上げ（材料）	色彩（マンセル値）	割合（％）
			屋根			
			外壁			
			点滅光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			屋外広告物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			計			100
		第四立面		仕上げ（材料）	色彩（マンセル値）	割合（％）
			屋根			
			外壁			
			点滅光源	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			屋外広告物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
			計			100

様

蕨市長



変更命令書

年 月 日付けで届出のあった行為については、蕨市景観計画に適合しないので、景観法第17条第1項の規定により、下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第102条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

記

1 行為の場所

2 行為の種類

3 命令の内容

4 理由

5 履行期限

年 月 日

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蕨市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蕨市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蕨市を代表する者は、蕨市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

蕨市長



期間延長通知書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観法第17条第4項後段の規定により、同条第2項の期間を下記のとおり延長します。

記

1 行為の場所

2 行為の種類

3 延長期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

4 理由

様

蕨市長



原状回復等命令書

年 月 日付けで通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第101条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

記

1 行為の場所

2 行為の種類

3 命令の内容

4 理由

5 履行期限

年 月 日

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蕨市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蕨市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蕨市を代表する者は、蕨市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(表)

5.4cm		第 号			
		身分証明書	所属		
	写 真	職			
	縦 3.5cm	氏名			
	横 3.0cm	上記の者は、景観法第17条第6項に規定する原状回復等又は同条第7項の規定による立入検査若しくは立入調査を行う者であることを証明する。			
		年 月 日			
		蕨市長	印		
		8.6cm			

(裏)

<p>景観法抜粋</p> <p>(変更命令等)</p> <p>第17条</p> <p>6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。</p>
--

景観重要建造物指定提案書

景観法第20条（第1項、第2項）の規定により、次のとおり提案します。

年 月 日

蕨市長 あて

提案者 住 所
電話番号
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
電話番号、名称、代表者の氏名〕

景 観 重 要 建 造 物	名 称	
	所 在 地	
	(提案者が所有者と異なる場合) 所有者の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
	建 造 年 月 日	年 月 日
	外 観 の 特 徴	
	提 案 の 理 由	

- 備考 1 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、全ての所有者の住所及び氏名を記載すること。
2 外観の特徴の欄には、地域の自然、歴史、文化などからみた景観上の特徴を記載すること。
3 景観法施行規則第7条に規定する図書を添付すること。

様

蕨市長



景観重要建造物不指定通知書

景観法第20条第3項の規定により、景観重要建造物に指定しないこととしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 建造物の名称
- 2 建造物の所在地
- 3 建造物の所有者の住所及び氏名
- 4 理由

様

蕨市長



景観重要建造物指定通知書

景観法第19条第1項の規定により、景観重要建造物に指定したので、同法第21条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 建造物の名称
- 3 建造物の所在地
- 4 建造物の所有者の住所及び氏名
- 5 指定の理由となった外観の特徴
- 6 景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

様

蕨市長



景観重要建造物指定解除通知書

景観法第27条（第1項
第2項）の規定により、景観重要建造物の指定を解除したので、同条
第3項において準用する同法第21条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 建造物の名称
- 3 建造物の所在地
- 4 建造物の所有者の住所及び氏名
- 5 理由

景観重要建造物現状変更許可申請書

景観法第22条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

蕨市長 あて

提出者 住 所

電話番号

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
電話番号、名称、代表者の氏名〕

景観重要建造物	指定番号	第 号
	指定年月日	年 月 日
	名称	
	所在地	
	現状変更の種類	
	現状変更の場所	
	設計又は施行方法	
	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日

備考 景観法施行規則第9条第2項各号に掲げる図書を添付すること。

様

蕨市長



景観重要建造物現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定により、現状変更を許可するので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 建造物の名称
- 3 建造物の所在地
- 4 許可の条件

様

蕨市長

印

景観重要建造物現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物について、景観法第22条第2項の規定により、現状変更を不許可とするので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 建造物の名称
- 3 建造物の所在地
- 4 理由

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蕨市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蕨市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蕨市を代表する者は、蕨市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

蕨市長

印

景観重要建造物原状回復等命令書

あなたが行った行為は、景観法第22条〔第3項の規定により許可に付された条件〕^{第1項の規定}に違反しているので、同法第23条第1項の規定により、下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 建造物の名称
- 3 建造物の所在地
- 4 命令の内容
- 5 理由
- 6 履行期限
年 月 日

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蕨市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蕨市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蕨市を代表する者は、蕨市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

蕨市長



景観重要建造物の管理に関する命令書

あなたが所有し、又は管理する景観重要建造物は、管理が適当でないため、滅失し、又は
管理が蕨市景観条例に従って適切に
毀損するおそれがあると認められるため、景観法第26条の規定により、下記のとおり
行われていないと認められるため、景観法第26条の規定により、下記のとおり
命令します。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の過料に処せられることがあります。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 建造物の名称
- 3 建造物の所在地
- 4 命令の内容
- 5 理由
- 6 履行期限
年 月 日

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蕨市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蕨市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蕨市を代表する者は、蕨市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

蕨市長



景観重要建造物の管理に関する勧告書

あなたが所有し、又は管理する景観重要建造物は、}管理が適当でないため、滅失し、又は
管理が蕨市景観条例に従って適切に
毀損するおそれがある}と認められるため、景観法第26条の規定により、下記のとおり
行われていない
勧告します。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 建造物の名称
- 3 建造物の所在地
- 4 勧告の内容
- 5 理由
- 6 履行期限
年 月 日

景観重要樹木指定提案書

景観法第29条（第1項、第2項）の規定により、次のとおり提案します。

年 月 日

蕨市長 あて

提案者 住 所
電話番号
氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
電話番号、名称、代表者の氏名）

景 観 重 要 樹 木	樹 種	
	所 在 地	
	(提案者が所有者と異なる場合) 所有者の住所及び氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
	樹 容 の 特 徴	
	提 案 の 理 由	

- 備考 1 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、全ての所有者の住所及び氏名を記載すること。
- 2 樹容の特徴の欄には、地域の自然、歴史、文化などからみた景観上の特徴を記載すること。
- 3 景観法施行規則第12条に規定する図書を添付すること。

様

蕨市長



景観重要樹木不指定通知書

景観法第29条第3項の規定により、景観重要樹木に指定しないこととしたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 樹木の樹種
- 2 樹木の所在地
- 3 樹木の所有者の住所及び氏名
- 4 理由

様

蕨市長



景観重要樹木指定通知書

景観法第28条第1項の規定により、景観重要樹木に指定したので、同法第30条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 樹木の樹種
- 3 樹木の所在地
- 4 樹木の所有者の住所及び氏名
- 5 指定の理由となった樹容の特徴

様

蕨市長



景観重要樹木指定解除通知書

景観法第35条（第1項、第2項）の規定により、景観重要樹木の指定を解除したので、同条第3項において準用する同法第30条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 樹木の樹種
- 3 樹木の所在地
- 4 樹木の所有者の住所及び氏名
- 5 理由

景観重要樹木現状変更許可申請書

景観法第31条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

蕨市長 あて

提出者 住 所

電話番号

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
電話番号、名称、代表者の氏名〕

景観重要樹木	指定番号	第 号
	指定年月日	年 月 日
	樹種	
	所在地	
	現状変更の種類	
	現状変更の場所	
	施行方法	
	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日

備考 景観法施行規則第14条第2項各号に掲げる図書を添付すること。

様

蕨市長



景観重要樹木現状変更許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木について、景観法第31条第1項の規定により、現状変更を許可するので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 樹木の樹種
- 3 樹木の所在地
- 4 許可の条件

様

蕨市長



景観重要樹木現状変更不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった景観重要樹木について、景観法第31条第2項において準用する同法第22条第2項の規定により、現状変更を不許可とするので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 樹木の樹種
- 3 樹木の所在地
- 4 理由

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蕨市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蕨市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蕨市を代表する者は、蕨市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

蕨市長



景観重要樹木原状回復等命令書

あなたが行った行為は、景観法第31条 { 第1項の規定
第2項において準用する同法第22条第3項 }
の規定により許可に付された条件 } に違反しているので、同法第32条第1項において

準用する同法第23条第1項の規定により、下記のとおり命令します。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第103条の規定により、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 樹木の樹種
- 3 樹木の所在地
- 4 命令の内容
- 5 理由
- 6 履行期限
年 月 日

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蕨市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蕨市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蕨市を代表する者は、蕨市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

蕨市長



景観重要樹木の管理に関する命令書

あなたが所有し、又は管理する景観重要樹木は、管理が適当でないため、滅失し、又は
管理が蕨市景観条例に従って適切に
枯死するおそれがある } と認められるため、景観法第34条の規定により、下記のとおり
行われていない }
命令します。

なお、この命令に従わない場合は、景観法第105条の規定により、30万円以下の過料に処せられることがあります。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 樹木の樹種
- 3 樹木の所在地
- 4 命令の内容
- 5 理由
- 6 履行期限
年 月 日

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蕨市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蕨市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蕨市を代表する者は、蕨市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

蕨市長

印

景観重要樹木の管理に関する勧告書

あなたが所有し、又は管理する景観重要樹木は、
枯死するおそれがある
行われていない } 管理が適当でないため、滅失し、又は
管理が蕨市景観条例に従って適切に
と認められるため、景観法第34条の規定により、下記のとおり
勧告します。

記

- 1 指定年月日及び指定番号
年 月 日 第 号
- 2 樹木の樹種
- 3 樹木の所在地
- 4 勧告の内容
- 5 理由
- 6 履行期限
年 月 日

所有者変更届出書

景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。
この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

蕨市長 あて

提出者 住 所
電話番号
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、
電話番号、名称、代表者の氏名〕

種 別	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
名 称 又 は 樹 種	
所 在 地	
変更前の所有者の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の名前〕	
変 更 年 月 日	年 月 日

備考1 該当する口内に、レ印を付すこと。

2 変更前の所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、全ての所有者の住所及び氏名を記載すること。

景観推進団体認定申請書

蕨市長 あて

申請団体名
代表者 住所
氏名

蕨市景観条例第21条第2項の規定により、景観推進団体の認定を受けたいので、関係図書を添えて次のとおり申請します。

申請団体名	
目的	
事務所の所在地	
活動の内容	

添付図書

- (1) 規約
- (2) 地区を示した図面
- (3) 団体の役員及び構成員の名簿
- (4) その他市長が必要と認めるもの

景観推進団体認定通知書

様

蕨市長



年 月 日付けで申請のあった景観推進団体の認定については、蕨市景観条例第21条第1項の規定により、次のとおり認定したので通知します。

名 称	
事務所の所在地	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日

景観推進団体不認定通知書

様

蕨市長



年 月 日付けで申請のあった景観推進団体の認定については、次の理由により認定しないこととしたので、通知します。

名 称	
認定しない理由	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蕨市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蕨市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蕨市を代表する者は、蕨市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観推進団体認定取消通知書

様

蕨市長 印

蕨市景観条例施行規則第31条第1項の規定により、景観推進団体の認定を取り消したので、次のとおり通知します。

名 称	
事務所の所在地	
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蕨市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蕨市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において蕨市を代表する者は、蕨市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

景観協定認可申請書

<p>景観法第81条第4項の規定により、景観協定の認可を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>蕨市長 あて</p> <p style="text-align: center;">提出者 住 所 電話番号 氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名 〕</p>	
協 定 の 名 称	
代表者を定めた協定にあつてはその氏名及び住所 〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名 〕	
協定の目的となる土地の区域 (地名地番)	
協定の目的となる土地の総地積	
協 定 の 内 容	
協 定 の 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等の全員の委任状を添付すること。

景観協定に関する調書

年 月 日作成

協定の目的となる土地の地名地番	地 積	土地の所有者の 氏 名	借 地 権 を 有する者の氏名

備考 協定の目的となる土地の地名地番の欄は、申請時の内容を記載すること。

景観協定変更認可申請書

<p>景観法第84条第1項の規定により、景観協定の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>蕨市長 あて</p> <p style="text-align: center;">提出者 住 所 電話 番号 氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名〕</p>		
協定の名称		
代表者を定めた協定にあつてはその氏名及び住所 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称及び代表者〕		
協定の目的となる土地の区域(地名地番)		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

備考 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等の全員の委任状を添付すること。

景観協定廃止認可申請書

景観法第88条第1項の規定により、景観協定の廃止の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

蕨市長 あて

提出者 住 所
電話番号
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名〕

協 定 の 名 称	
代表者を定めた協定にあつてはその氏名及び住所 〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名〕	
協定の目的となる土地の区域 (地名地番)	
協定の目的となる土地の所有者等の合計	人
上記人数のうち協定廃止合意者数	人

備考 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等のうち、当該申請に同意した者の全員の委任状を添付すること。

景観整備機構指定申請書

景観法第92条第1項の規定により、景観整備機構の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

蕨市長 あて

申請者 主たる事務所の所在地

電話番号

法人の名称及び代表者氏名

指 定 後 の 予 定 業 務	<input type="checkbox"/>	1 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。（景観法第93条第1号の業務）
	<input type="checkbox"/>	2 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。（景観法第93条第2号の業務）
	<input type="checkbox"/>	3 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。（景観法第93条第3号の業務）
	<input type="checkbox"/>	4 3の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。（景観法第93条第4号の業務）
	<input type="checkbox"/>	5 景観法第55条第2項第1号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。（景観法第93条第5号の業務）
	<input type="checkbox"/>	6 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。（景観法第93条第6号の業務）
	<input type="checkbox"/>	7 1から6までに掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。（具体的に： ）（景観法第93条第7号の業務）
従 た る 事 務 所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	所 在 地 電 話 番 号 名 称

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。

景観整備機構名称等変更届出書

景観法第92条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

蕨市長 あて

届出者 主たる事務所の所在地

電話番号

法人の名称及び代表者氏名

景観整備機構指定年月日	年 月 日 第 号
変更予定年月日	年 月 日
変更事項	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 住所又は事務所の所在地
変更前	
変更後	

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。